

若者の入団促進に向けた広報活動強化事業 業務委託仕様書

1 業務の名称

若者の入団促進に向けた広報活動強化事業

2 委託業務の目的

消防団は消防署と協力して消防活動、大規模災害時には住民の避難誘導や災害防ぎょ活動だけでなく、地域の火災防止の啓蒙活動やイベント補助等の幅広い活動を行っており、地域防災を支えるだけでなく、地域コミュニティ形成のための重要な役割も担っている。

しかし、近年、高齢化や人口減少などを理由に全国的に消防団員数が減少しており、福島県内でも同様に消防団員数の減少による地域防災力の低下が課題となっている。

この課題を踏まえ、将来地域防災を担う若者世代における消防団の認識の向上を図りながら団員の確保に繋げるため、当業務は、若者世代に効果的な広報活動を実施するとともに、こうした広報作成に関する手法等を消防団担当者にも理解させることを目的とする。

3 福島県の現状と課題

県内の消防団員数が減少していく中で、特に市部では40歳以下の若者の人口に占める団員の加入率が低いという課題を抱えている。そのため、早急に将来的な地域防災を担うこととなる若者世代の担い手の拡充は喫緊の課題である。

このような課題の背景として、市部では他市町村からの流入者や転勤者の割合が多く町村と比べ、隣人や地域コミュニティとのつながりが薄くなってきているため、昔ながらの縁故を頼った勧誘活動ができないことや、プライバシー・防犯上などの理由から消防団員が戸別訪問を行いにくくなっていることなどが挙げられる。

近年、地震や台風災害など大規模災害が頻発している中で、人口密集地である市部では、一度大きな災害が発生した場合、甚大な被害に繋がりやすい懸念を常に内在している。そのため、若者世代の消防団離れは、地域防災力を考える上で大きな課題であることから、市部に住む若者世代をターゲットとし、消防団に対する認識を把握し、従来の勧誘方法のみならず、効果的な広報事業を広く展開することで、消防団のイメージを向上し、入団促進につなげる必要がある。

4 業務内容

(1) 各種メディア媒体を通じた情報発信

① PR動画作成

消防団のイメージを向上し入団促進につなげるため、ソーシャルメディア等に掲載する動画を次の表のとおり作成すること。作成に当たっては、取材先との連絡調

整を密に行いながら、企画、取材依頼・対応、原稿作成を計画的に進めること。

(ア)ターゲット	県内市部の若者及び女性
(イ)動画の長さ	・一般向け 180秒程度を1作品以上 ・若者、女性向け 90秒程度を2作品以上 ・一般、若者、女性向け 15秒程度を3作品以上

② 各種メディア媒体を活用した効果的な情報発信

消防団への認識向上を図るため、テレビ、雑誌、ソーシャルメディア等による効果的な情報発信を提案すること。

上記①で作成した動画は、県公式SNS等に掲載するほか、YouTube、Instagram等の有効なソーシャルメディアでの情報発信を提案すること。

その他、効果的である独自の提案事業があれば、発注者と協議の上、実施するものとする。なお、これに係る費用については受託者の負担とする。

(2) 効果的な広報手法の共有を目的とした研修会等の開催

県内市町村の広報活動の一助とするため、上記(1)で得られた効果的な広報手法やノウハウを共有する研修会等の開催について提案すること。また、県と協議の上、研修会等の企画調整や円滑な研修会運営を行うこと。

(ア)開催時期	令和7年11月～令和8年1月
(イ)開催回数	1回以上
(ウ)参加者	県内市町村の消防団担当職員を対象 参加総数は60～80人を想定
(エ)研修内容	若者や女性など消防団活動に関心が低い層を対象とした広報を、多くの市町村で実施できるようにするため、県内市町村の消防団担当職員向けに広報の企画や作成に関する研修会等を開催する。 本事業における動画作成の経過など具体例を交えながら、広報作成の経験が少ない担当者にも分かりやすい内容とすること。

(3) その他

- ・ 上記のほか、本事業の目的達成に寄与する企画があれば提案をすること。
- ・ 成果品の著作権は発注者に帰属する。また、各種イベント、発注者及び市町村等ホームページ、その他インターネット等で二次利用できるものとする。受託者は前記を考慮し、使用する映像・音楽の著作権、肖像権、個人情報保護など、適正に処理すること。

- ・ 受託者は成果物について第三者が有する著作権その他の権利を侵害していないことを保証すること。やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

5 委託期間

委託契約締結の日から令和8年2月27日（金）までとする。

6 成果品

成果物の納品先は、福島県危機管理部消防保安課とする。

データで納品するものについて、複数ファイルをまとめてDVDに保存し、2式納品する。

各成果物の納品形態については、下記の括弧内にて指示する。

データの納品の場合は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかで納品すること。

なお、報告書の書式は問わない。

- (1) 業務報告書〔紙納品／カラー製本2部（正・副）〕、電子データ〔成果品の電子データを格納したCD-Rまたは、DVD-R〕
- (2) その他、本業務委託において作成した成果物〔紙納品又はデータ納品〕

7 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後、速やかに提出するもの
 - ・ 着手届
 - ・ 主任担当者届
 - ・ その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後、速やかに提出するもの
 - ・ 完了届
 - ・ 実績報告書

8 業務上の留意事項

- (1) 受託者は、開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、県が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、受託業務の遂行上必要とする事案に当たり、関係機関の協力、調整を得る必要がある場合は、予めその趣旨を県に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。